

町会長・自治会長 事務引継ぎ用資料

町会・自治会における手続きや任期交代による役員の
引継ぎ資料として参考にしてください。

麻生区町会連合会

(平成31年3月版)

目 次

1 行政等からの依頼事項について

(1) 町会・自治会に係る届出について

住民組織調査票について	P. 3
自主防災組織変更届及び備蓄庫・資器材調査票について	P. 4
広報紙（市政だより等）の配布担当者等の変更について	P. 4

(2) 各種委員の推薦について

①行政への推薦

民生委員児童委員	P. 5
廃棄物減量指導員	P. 6
青少年指導員	P. 6
スポーツ推進委員	P. 6
路上違反広告物除却推進協力員	P. 7
地区婦人消防隊委員	P. 7
国勢調査調査員	P. 7
明るい選挙推進協議会委員	P. 8
選挙投票事務従事者	P. 8
川崎市美化運動実施麻生支部推進委員	P. 8

②地区社会福祉協議会への推薦

地域福祉推進委員（柿生地区社会福祉協議会）	P. 9
地域賛同者（麻生東地区社会福祉協議会）	P. 9

(3) 広報紙の配布・回覧について

(4) 会費・募金等について

(5) 災害時要援護者避難支援制度について

2 町会・自治会支援事業等について

(1) 防犯・防災関係

防犯灯の新設	P. 13
防犯灯の設置補助金交付制度	P. 14
防犯灯の管理費及び補修費補助金交付制度	P. 14
防犯カメラの設置補助金交付制度	P. 15
自主防災組織活動助成金交付制度	P. 15
自主防災組織防災資器材購入補助金交付制度	P. 16

(2) 環境美化関係

資源集団回収事業登録団体奨励金交付制度 P. 17

廃棄物減量指導員支援団体報償金交付制度 P. 17

(3) 広報紙関係

市政だより等配布謝礼金 P. 18

議会かわさき配布謝礼金 P. 18

選挙公報配布謝礼金 P. 18

(4) 町会・自治会活動関係 P. 19

(5) 表彰制度 P. 20

3 自治会活動に係る保険制度について

(1) 自治会活動保険 P. 21

(2) 川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度 P. 21

参考資料1 町会への加入促進の取り組み事例 P. 22、23

参考資料2 H28・29・30年度 新任町会長自治会長研修の内容について P. 24、25、26

参考資料3 麻生区役所等分野別お問合せ先 P. 27

1 行政等からの依頼事項について（平成31年4月1日現在）

- (1) 町会・自治会に係る届出について
- (2) 各種委員の推薦について
- (3) 広報紙の配布・回覧について
- (4) 会費・募金等について
- (5) 災害時要援護者避難支援制度について

(1) 町会・自治会に係る届出について

- ◆ 住民組織調査票について
- ◆ 自主防災組織変更及び備蓄庫・資器材調査票について
- ◆ 広報紙（市政だより等）の配布担当者等の変更について

住民組織調査票について	〔担当課〕 区役所 地域振興課 地域活動支援係 ☎965-5113
町会長・自治会長への連絡先、広報紙の配布先や配布・回覧部数など、住民組織の実態を把握するため、調査票の提出の依頼をしています。	
【依頼時期】 毎年3月下旬 【提出時期】 毎年5月初旬 ※ <u>会長等の変更が無い場合でも、提出をお願いします。</u> ※年度途中で会長等の変更がありましたら、随時御連絡ください。 ※次ページの「自主防災組織変更届及び備蓄庫・資器材調査票」と「広報紙（市政だより等）の配布担当者等変更について」も同時に提出の依頼をしています。	

自主防災組織変更届及び備蓄庫・資器材調査票について	〔担当課〕 区役所 危機管理担当 ☎965-5232
自主防災組織本部長への連絡や備蓄庫・資器材の管理状況を確認するため、前ページの住民組織調査票と一緒に提出の依頼をしています。	
【依頼時期】 毎年3月下旬 【提出時期】 毎年5月初旬 ※本部長等の変更がない場合でも、提出をお願いします。 ※年度途中で本部長等の変更がありましたら、随時御連絡ください。	

広報紙（市政だより等）の配布担当者等の変更について	〔担当課〕 区役所 企画課 企画調整係 ☎965-5112
市政だより等の広報紙の配布担当者等（氏名、住所、部数など）を把握するため、前ページの住民組織調査票と一緒に提出の依頼をしています。	
【依頼時期】 毎年3月下旬 【提出時期】 毎年4月下旬（配布担当者・部数等の変更がある場合、随時） ※変更が無い場合、提出は不要。 ※年度途中の変更について 月末までに変更の受付をした分 ⇒ 翌月配送分から変更 （例）8月末までに連絡した場合、9月配送分（10月号）からの変更となります。	

(2) 各種委員の推薦について

①行政への推薦

- ◆ 民生委員児童委員
- ◆ 廃棄物減量指導員
- ◆ 青少年指導員
- ◆ スポーツ推進委員
- ◆ 路上違反広告物除却推進協力員
- ◆ 地区婦人消防隊委員
- ◆ 国勢調査調査員
- ◆ 明るい選挙推進協議会委員
- ◆ 選挙事務従事者
- ◆ その他（川崎市美化運動実施麻生支部 推進委員）

②地区社会福祉協議会への推薦

- ◆ 地域福祉推進委員（柿生地区社会福祉協議会）
- ◆ 地域賛同者（麻生東地区社会福祉協議会）

①行政への推薦

民生委員児童委員	〔担当課〕 区役所 地域ケア推進担当 （平成31年4月～新担当課名 地域ケア推進課（予定）） ☎965-5156
民生委員児童委員は、非常勤の特別職の公務員です。給与は支給されず、ボランティアとして、子育てや家族の介護に関する事、健康・医療に関する事など地域の皆さんの暮らしの相談・支援を行う大切な存在です。	
【任期（次期改選期）】3年（随時改選 年2回／次期改選 平成31年12月1日）	
【推薦人数】複数名（原則220～440世帯に1人）	
【依頼時期】平成31年5月（予定）	

廃棄物減量指導員	〔担当課〕 環境局 多摩生活環境事業所 ☎933-4111
ごみの減量とリサイクルを推進するため、地域におけるボランティアリーダーとして、また、市と市民のパイプ役として活動しています。	
【任期】2年（平成30年4月1日～平成32年3月31日） ※任期中に減量指導員が交代する場合には、減量指導員変更届が必要になります。 様式がない場合は、多摩生活環境事業所までお問合せください。	
【推薦人数】原則町会ごとに270世帯に1人	
【次回依頼時期】平成32年2月（予定）	

青少年指導員	〔担当課〕 区役所 地域振興課 地域活動支援係 ☎965-5113
青少年の健全育成を推進するため、地域の巡回パトロールや有害図書類の販売店の調査、「あさおわくわくウォーク」の運営などを行います。区青少年指導員会では広報紙「あさの実」を年2回発行。	
【任期】2年（平成30年4月1日～平成32年3月31日）	
【推薦人数】1名以上 ※麻生区定数59名	
【次回依頼時期】平成31年12月（予定）	

スポーツ推進委員	〔担当課〕 区役所 地域振興課 地域スポーツ推進担当 ☎965-5223
地域におけるスポーツ活動を推進するため、壮年ソフトボール大会や女子バレーボール大会などの企画・運営を行います。区スポーツ推進委員会では広報紙「スポーツ・あさお」を年2回発行。	
【任期】2年（平成30年4月1日～平成32年3月31日）	
【推薦人数】1名以上 ※麻生区定数46名	
【次回依頼時期】平成31年12月（予定）	

路上違反広告物除却推進協力員	〔担当課〕 建設緑政局 路政課 屋外広告物係 ☎200-2814
まちの景観を損ねるばかりか、歩行者にとって危険を伴うことにもなる、はり紙や立看板といった路上違反広告物を取り除く活動を実施します。	
【任期】2年（平成29年7月1日～平成31年6月30日） 【推薦人数】複数名 【次回依頼時期】平成31年4月頃（予定）	

地区婦人消防隊委員	〔担当課〕 麻生消防署 予防課 ☎951-0119
消防署において防火指導や各種研修を受講し、地域において火災予防広報の普及啓発を行うなど、地域に密着した活動を行います。	
【任期】2年（平成30年4月1日～平成32年3月31日） 【推薦人数】原則町会ごとに2人（100世帯未満の町会の場合、1人でも可） 【次回依頼時期】平成32年3月（予定）	

国勢調査調査員	〔担当課〕 区役所 総務課 選挙統計担当 ☎965-5109
国勢調査は、すべての人と世帯を対象として国が5年ごとに実施している統計調査です。調査員は、担当調査区内の世帯への調査票の配布や回収などを行います。	
【任命期間】8月下旬から10月下旬（予定） 【推薦人数】複数名 【次回依頼時期】平成32年5月頃（予定） ※平成32年国勢調査時	

明るい選挙推進協議会委員	〔担当課〕 区役所 総務課 選挙統計担当 ☎965-5109
区民の政治意識の向上と明るい選挙の推進を目的に、定例会や研修会への参加や、街頭啓発活動などを行います。	
【任期】2年（平成30年4月1日～平成32年3月31日） 【推薦人数】各ブロック毎2～3名 ※麻生区定数10名 【次回依頼時期】平成32年1月（予定）	

選挙投票事務従事者	〔担当課〕 麻生区選挙管理委員会事務室 ☎965-5109
投票日当日、投票管理者1名、投票立会人2名、投票事務従事者数名が、投票所の管理や選挙人の受付など投票事務に従事します。	
【推薦人数】複数名 【依頼時期】平成31年5月（予定） 第25回参議院議員通常選挙（平成31年夏執行予定） ※衆議院解散時（時期未定）は、別途、衆議院議員総選挙における従事者の依頼をさせていただきます。	

川崎市美化運動実施麻生支部 推進委員	〔担当課〕 区役所 地域振興課 地域活動支援係 ☎965-5113
市内統一美化活動への協力など、地域における美化運動を推進・実施します。	
※町会長・自治会長の充て職 【川崎市美化運動実施麻生支部感謝状の贈呈者の推薦】 推薦書を2月上旬に発送し、3月29日締切になります。 【市内統一美化活動の実施】平成31年9月29日（日）、例年9月最終日曜日（予定）	

②地区社会福祉協議会への推薦

地域福祉推進委員（柿生地区社会福祉協議会）	〔担当〕 柿生地区社会福祉協議会 ☎952-5500
地区社会福祉協議会は、地域住民が主体となり、自分たちの地域を自分たちの手でよくしていくことを目指して、地域の福祉課題に取り組む住民主体の任意団体です。柿生地区管内の町会・自治会から、地区社会福祉協議会の「委員会活動」に参加していただく「地域福祉推進委員」を推薦していただいています。	
【任期】2年（平成30年度～平成31年度） 【推薦人数】1～2名（任意） 【次回依頼時期】平成32年3月頃から依頼予定（締切は5月中旬頃）	

地域賛同者（麻生東地区社会福祉協議会）	〔担当〕 麻生東地区社会福祉協議会 ☎952-5500
地区社会福祉協議会は、地域住民が主体となり、自分たちの地域を自分たちの手でよくしていくことを目指して、地域の福祉課題に取り組む住民主体の任意団体です。麻生東地区管内の町会・自治会から、地区社会福祉協議会の「部会活動」に参加していただく「地域賛同者」を推薦していただいています。	
【任期】2年（平成30年度～平成31年度） 【推薦人数】1～2名（任意） 【次回依頼時期】平成32年4月上旬から依頼予定（締切は5月中旬頃）	

(3) 広報紙の配布・回覧について

市広報紙の配布・回覧

	配布回数	担当課
市政だより	月2回(1日・21日発行) ※1日号は、町会・自治会を通して配布。21日号は、新聞折込みで配布。	区役所 企画課 企画調整係 ☎965-5112 総務企画局 シティプロモーション推進室 ☎200-2287
県のたより	月1回(1日発行)	神奈川県政策局知事室 ☎045-210-3662
議会かわさき	年4回(5月1日・9月1日・11月1日・2月15日発行)	議会局 広報・報道担当 ☎200-3377

選挙公報の配布

	配布回数	担当課
選挙公報	各選挙時において、各町会・自治会等を通じて各世帯へ配布	麻生区選挙管理委員会事務室 ☎965-5109

麻生区社会福祉協議会広報紙の配布・回覧

	配布回数	担当
ほほえみ	年3回(7月・11月・2月発行)	麻生区社会福祉協議会 ☎952-5500

※上記以外にも、各種配布物や回覧をお願いすることがありますので、よろしく
お願いいたします。

(4) 会費・募金等について

	概 要	担当課
麻生区町会連合会会費	40円/世帯 依頼時期：6月 納入時期：7月	麻生区町会連合会事務局 (区役所地域振興課内) ☎965-5113
あさお区民まつり 賛助金	100円/世帯 依頼時期：7月 納入時期：8月	あさお区民まつり実行委員会事務局 (区役所地域振興課内) ☎965-5113
麻生防犯協会会費	50円/世帯 依頼時期：6月 納入時期：7月	麻生防犯協会事務局 (麻生警察署生活安全課内) ☎965-1780
麻生防火協会会費	30円/世帯 依頼時期：6月 納入時期：7月	麻生防火協会事務局 (麻生消防署予防課内) ☎951-0119
日本赤十字社会費	依頼時期：5月 納入時期：7月	区役所地域ケア推進担当 (平成31年4月~新担当課名 地域ケア推進課(予定)) ☎965-5156
区社会福祉協議会 賛助会費	1,000円/1口(複数口可) 依頼時期：2月 納入時期：3月	麻生区社会福祉協議会 ☎952-5500
赤い羽根共同募金	運動期間：10月 納入時期：11月	共同募金会川崎市麻生区支会 (麻生区社会福祉協議会) ☎952-5500
年末たすけあい募金	運動期間：12月 納入時期：12月	共同募金会川崎市麻生区支会 (麻生区社会福祉協議会) ☎952-5500

※金額等については、平成30年度のものです。

※町会長への依頼・納入時期や金額については、変更する場合がありますので、御了承ください。

(5) 災害時要援護者避難支援制度について

災害時要援護者避難支援制度について	〔担当課〕 区役所 危機管理担当 ☎965-5232
災害時に避難勧告等の情報が入手困難な人や、自力で避難できない、もしくは避難に時間を要し、家族等の支援を受けられない人で、当制度にあらかじめ登録した方について、自主防災組織に登録者名簿をお渡しし、災害発生時の避難支援等を依頼しています。	
【依頼時期】 申請のあった翌月に名簿をお渡ししています。 【依頼内容】 平常時：登録者の名簿管理や初回訪問（登録者の身体状況や避難支援の方法等の確認） 災害時：安否確認や避難支援等	

2 町会・自治会支援事業等について（平成31年4月1日現在）

- (1) 防犯・防災関係
- (2) 環境美化関係
- (3) 広報紙関係
- (4) 町会・自治会活動関係
- (5) 表彰制度

(1) 防犯・防災関係

- ◆ 防犯灯の新設
- ◆ 防犯灯の設置補助金交付制度
- ◆ 防犯灯の管理費及び補修補助金交付制度
- ◆ 防犯カメラの設置補助金交付制度
- ◆ 自主防災組織活動助成金交付制度
- ◆ 自主防災組織防災資器材購入補助金交付制度

防犯灯の新設

【担当】

市民文化局地域安全推進課

☎200-2284

麻生防犯協会（麻生警察署生活安全課内）

☎965-1780

毎年、町内会・自治会等からの要望に基づき、予算の範囲内で市が設置します。防犯灯を設置する場所は、町内会・自治会等において、設置場所周辺の住民の総意の上で決定してください。なお、防犯灯を設置することができる場所は、原則として①他の屋外照明との距離がおおむね25m以上ある場所、②不特定多数の人が通行する場所（集合住宅の駐車場や駐輪場、通り抜けができない場所等は除きます。）とします。

また、予算に限りがありますので、専用柱（ポール）の設置ではなく、なるべく電柱への共架に御協力ください。設置する防犯灯は、20VAのLED防犯灯（道路幅が狭い場所等は10VAのLED防犯灯）となります。

【手続き】毎年6月に町会長・自治会長あてに送付する「防犯灯新設要望書（仮）」に必要事項を記入し、麻生防犯協会あて御提出ください。市で設置場所の審査等を実施のうえ、予算の範囲内で設置していきます。

<p>防犯灯の設置補助金交付制度</p>	<p>【担当】 市民文化局地域安全推進課 ☎200-2284 区役所 危機管理担当 ☎965-5114</p>
<p>市の設置基準を満たさない場所への防犯灯の新設やE S C O事業の対象とならず自主管理となっている防犯灯の更新に係る経費は、防犯灯設置補助金を利用することができます。</p> <p>なお、防犯灯設置補助金を利用して設置した防犯灯は、市へ維持管理を移管することはできませんので、御注意ください。</p>	
<p>【交付額】 L E D防犯灯：設置費用の2 / 3以内（限度額4万円） 専用柱：上記補助金に加算（限度額2万円）※設置する場所に電柱等がない場合に設置する柱 ※蛍光灯や水銀灯、インバータ灯などの設置は、補助の対象外となります。</p> <p>【手続き】 毎年6月に町会長・自治会長あてに送付する「防犯灯設置補助金事前エントリーシート（仮）」に必要事項を記入し、区役所窓口にて御提出ください。市で設置場所の審査等を実施のうえ、予算の範囲内で補助していきます。</p>	
<p>防犯灯の管理費及び補修費補助金交付制度</p>	<p>【担当課】 区役所 危機管理担当 ☎965-5114</p>
<p>E S C O事業の対象とならず自主管理となっている防犯灯の維持管理に係る経費は、防犯灯管理費及び補修費補助金を利用することができます。</p>	
<p>【交付額】 管理費補助 当該年度の4月分の電気料支払実績から算出した経費に12を乗じた金額を限度（ただし、契約容量が40ボルトアンペアを超える防犯灯の場合は、当該年度の4月分の電気料支払実績から算出した経費に12を乗じた額の10分の9を限度） 補修費補助 当該年度の4月1日時点で管理している防犯灯1，100円／灯</p> <p>【手続き】 毎年6月に、町内会長・自治会長あてに送付する書類に必要事項を記入し、区役所窓口において申請してください。 ※保険制度（防犯灯管理者賠償責任保険）あり。</p>	

防犯カメラの設置補助金交付制度	【担当】 市民文化局地域安全推進課 ☎200-2284 区役所 危機管理担当 ☎965-5114
防犯カメラの設置に係る経費は、防犯カメラ設置補助金を利用することができます。	
【交付額】 新規設置に必要な額の10分の9以内。ただし、1台あたりの補助金額に上限があります。 【手続き】 毎年6月に町内会長・自治会長あてに送付する「防犯カメラ設置補助金事前エントリーシート（仮）」に必要事項を記入し、区役所窓口に御提出ください。市で設置場所の審査等を実施のうえ、予算の範囲内で補助していきます。	

自主防災組織活動助成金交付制度	【担当課】 区役所 危機管理担当 ☎965-5232																			
自主防災組織の平常時における活動の活性化と、災害発生の際にその機能を充分発揮できるよう、訓練等実施に対し活動助成金を交付しています。																				
【交付額】 下記表のとおり。ただし、自主防災組織の構成世帯数により、年度内助成額に上限があります。																				
	1回の活動に交付できる金額																			
1回の参加人数	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">訓練を行った場合</th> <th style="width: 25%;">啓発活動を行った場合</th> <th style="width: 50%;">訓練と啓発活動を同時に行った場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20人～49人</td> <td>12,000円</td> <td>3,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>50人～300人</td> <td>24,000円</td> <td>6,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>301人～500人</td> <td>32,000円</td> <td>8,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>501人～</td> <td>40,000円</td> <td>10,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	訓練を行った場合	啓発活動を行った場合	訓練と啓発活動を同時に行った場合	20人～49人	12,000円	3,000円	15,000円	50人～300人	24,000円	6,000円	30,000円	301人～500人	32,000円	8,000円	40,000円	501人～	40,000円	10,000円	50,000円
訓練を行った場合	啓発活動を行った場合	訓練と啓発活動を同時に行った場合																		
20人～49人	12,000円	3,000円	15,000円																	
50人～300人	24,000円	6,000円	30,000円																	
301人～500人	32,000円	8,000円	40,000円																	
501人～	40,000円	10,000円	50,000円																	
【手続き】 随時受け付けています。防災訓練などの助成金の対象となる活動を実施した場合、申請をしてください。																				

自主防災組織防災資器材購入 補助金交付制度	【担当課】 区役所 危機管理担当 ☎965-5232
自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、防災活動に必要な防災資器材（原則として川崎市が定めた品目）の購入費を補助しています。	
【交付額】 防災資器材の購入に要する費用の2分の1の額もしくは次の額を上限とする。 ※①と②を合算した金額を限度とする。 ①組織割（1 自主防災組織につき）300,000 円 ②世帯割（1 世帯につき）600 円 【手続き】 自主防災組織本部長あてに送付する書類に必要事項を記入し、申請してください。（毎年受付可能期間が設定されます）	

(2) 環境美化関係

- ◆ 資源集団回収事業登録団体奨励金交付制度
- ◆ 廃棄物減量指導員支援団体報償金交付制度

資源集団回収事業登録団体奨励金交付制度	【担当課】 環境局 生活環境部減量推進課 ☎200-2579
ごみの減量とリサイクルを促進するため、資源集団回収を実施する町内会等の実施団体に対し奨励金を交付しています。	
【交付額】 3円/kg 【手続き】 毎年6月頃に実施団体あてに送付する書類に必要事項を記入し、申請してください。1～6月分は7月末まで、7～12月分は翌年1月末までに申請をしてください。※登録内容の変更がありましたら、「川崎市資源集団回収事業登録団体登録変更届（第2号様式）」を提出してください。様式がお手元がない場合は、多摩生活環境事業所（電話933-4111）へご連絡ください。	

廃棄物減量指導員支援団体報償金交付制度	【担当課】 環境局 生活環境部減量推進課 ☎200-2580
廃棄物減量指導員を有する住民組織団体等に報償金を交付しています。	
【交付額】 19.9円/世帯 （平成30年度実績） ※最低 5,000円（千円未満の金額は切り捨て） 【手続き】 毎年12月に町会長、自治会長、理事長あてに送付する書類に必要事項を記入し、申請してください。	

(3) 広報紙関係

- ◆ 市政だより等配布謝礼金
- ◆ 議会かわさき配布謝礼金
- ◆ 選挙公報配布謝礼金

市政だより等配布謝礼金	【担当課】 総務企画局シティプロモーション推進室 ☎200-2287
市政だより・県のたより等を各家庭に配布するに際して団体に謝礼金を交付しています。	

議会かわさき配布謝礼金	【担当課】 議会局 広報・報道担当 ☎200-3377
議会かわさきを各家庭に配布するに際して団体に謝礼金を交付しています。	

選挙公報配布謝礼金	【担当課】 麻生区選挙管理委員会事務室 ☎965-5109
選挙公報を各世帯に配布するに際して団体に謝礼金を交付しています。	

(4) 町会・自治会活動関係

麻生区町内会事業提案制度 (麻生区地域課題対応事業)	【担当課】 区役所 地域振興課 地域活動支援係 ☎965-5113
町会・自治会が行う事業を区が募集し、認定を受けた町会・自治会が委託事業として実施します。	
【対象事業】 地域の課題解決に資する事業 ※慰安旅行会や〇〇町会設立〇周年記念誌の発行、物品の購入のみなどの事業は対象となりません。 【募集期間】 1次募集 平成31年1月15日～2月28日 (事業開始4月1日以降) 2次募集 平成31年3月1日～5月31日 (事業開始7月1日以降) ※2次募集締切後、予算に余裕がある場合に限り12月13日まで、随時申請の受け付けを行います。詳しくは担当課へお問い合わせください。	

各制度の詳細な内容については、各担当課へお問合せください。なお、町会・自治会への依頼時期や区などへの手続き等の時期については、変更される場合がありますので、御注意ください。

(5) 表彰制度

	目的	対象
川崎市自治功労賞	地域住民の福祉増進及び住民自治の振興発展に貢献し、特に顕著な功績のあった町内会・自治会長等を表彰する。	町内会・自治会長等の職に通算10年以上就き、地域住民の福祉増進及び住民自治の振興に係る実践活動を行い、他の模範として、表彰に値する者。
町内会・自治会永年勤続功労者表彰	町内会・自治会等の会長として永年にわたり地域住民の福祉向上、住民自治の振興及び市政の発展に尽力し、功績顕著な者を表彰する。	町内会・自治会長の職にあり、通算して10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年、45年、50年以上にわたり、町内会・自治会長職にあり、その功績が顕著な者。
川崎市全町内会連合会感謝状贈呈	町内会・自治会等の住民組織に功績のあった者に感謝状を贈呈する。	通算して5年以上、町内会・自治会長の職にあり、その功績が顕著な者
麻生区地域功労賞 (麻生区地域課題対応事業)	地域の振興及び市民生活の向上に貢献し、顕著な功績のあった個人又は団体を表彰する。	区内で活動している左記に該当する個人又は団体

3 自治会活動に係る保険制度について（平成31年4月1日現在）

- (1) 自治会活動保険
- (2) 川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度

(1) 自治会活動保険

自治会活動保険	【担当課】 区役所 地域振興課 地域活動支援係 ☎965-5113
自治会が所有、使用もしくは管理する施設に起因する、または自治会が行う自治会活動の遂行に起因する偶然な事故および住民が自治会活動等に従事または参加している間に発生した偶然な事故から「自治会と住民」をお守りする保険です。保険会社と麻生区町会連合会が契約を締結し、加入します。麻生区町会連合会が代表して契約することで通常より20%の割引を受けています。	
【対象】麻生区町会連合会に加入している町会・自治会（要申込。任意加入）	
【申込締切】平成31年5月17日（金）（予定）まで	
【保険期間】平成31年7月1日（月）から1年間	
【内容】補償対象・内容・金額、保険料等については、保険パンフレットを参照していただくか、担当課までお問合せください。	

(2) 川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度

川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度	【窓口】 川崎市市民活動センター ☎430-5566
市民の皆さんが安心してボランティア活動に取り組めるよう、市が損害保険会社と保険契約を行い、補償制度の運用を公益財団法人かわさき市民活動センターが行う制度です。事前登録や加入、契約等の手続きは不要です。	

※民間保険会社にもボランティア活動やイベント用の保険商品がありますので、お近くの保険会社や保険代理店でお尋ねください。

参考資料1 町会への加入促進の取り組み事例

(平成30・29年度麻生区町会連合会視察研修会アンケートより抜粋)

取り組み事例	町会名 (町会No. 順)
○集合住宅の加入率が低い。管理会社へのアプローチを強化したい。	片平町内会
○新規に引っ越してきた世帯に対し、引越しのお祝いを兼ねた町会説明会を年1～2回行っている。	五力田町内会
○集合住宅等の計画を町内会役員より情報収集。 ○管理会社等と打合せ、住み良い街づくりへの協力を求める。 ○建築主が地元の人であれば、地縁をよりどころに一括加入の依頼。 ○大切なことはオーナーサイドに協力を求めること。	万福寺町内会
○賃貸アパート、マンションの大家さんに加入促進を働きかけをしている。	栗木町内会
○新築の戸建住宅があった場合には、町内会通信を持参し町内会の活動に理解を得てから加入依頼をすると、ほぼ加入してもらえている。 ○マンションの場合は、オーナーにお願いをして加入を促進し地元の人がオーナーの場合は、ほぼ加入してもらえている。	黒川町内会
○独自の自治会立上げ予定のマンションで長期間立上げ未実施になっているマンションに対して、町会加入を打診する予定。	はるひ野町内会
○アパートのオーナーへ町会加入を勧誘している。 ○安否確認旗を配り、日程を決めて掲示訓練を行っている。災害時にはこれを基に安否の確認を行う。町会未加入者に対して町会活動のアピールにもなる。	岡上町内会
○当自治会はマンションになるので、マンション入居時に自治会に加入してもらうようにしている。	サープラス柿生自治会

○新住宅のリーダーが地元の人間と交流があると加入しやすい。未加入世帯に町会役員が個々に訪問して加入をお願いしている。	早野町内会
○建売業者、不動産屋等に新規加入促進を依頼している。	下麻生自治会
○近年開発が多くなってきているので、開発があった場合に開発業者に町会加入してもらうように呼びかけている。	王禅寺町内会
○町内会のパンフレット（毎年更新）を作成して、転入世帯、造成業者、不動産業者に説明・配布して加入協力をお願いしている。	真福寺町内会
○自治会の加入率は97%程度と思われませんが、高齢により町会活動ができないことを理由とした脱会者が増えないために、高齢の方には町会の仕事の分配の削減を検討している。	日生百合ヶ丘自治会
○近隣の不動産会社に自治会内への賃貸住宅を含めて転入者があった場合は、不動産契約時に転入者に町会加入していただくように協力してもらっている。	新百合ヶ丘第5自治会
○未加入世帯に対して、町会加入促進のチラシをポスティングしている。	東百合丘町会
○加入パンフレット（町内会の活動の紹介）を新住民世帯に案内している。	高石町会
○当自治会の概要をまとめたリーフレットを作り、各班の班長に、新規転入があった世帯に対して声かけをしながら配布してもらっている。	有楽自治会

※以上の内容について、実施町会に詳しい話を聞きたい等ありましたら事務局に御連絡ください。

事務局 麻生区役所地域振興課 TEL 044-965-5113
FAX 044-965-5201
メール 73tisin@city.kawasaki.jp

参考資料2 H28・29・30年度新任町会長自治会長研修の内容について

(1) 平成28年度・H28年8月4日(木)開催

「個人情報保護の仕組み」

※講師 弁護士 牧田潤一郎

○個人情報保護法について

○名簿作成・利用上の注意等

※資料提供のみになります。

民生委員の選び方

高齢化対策

※講師 五力田町内会会長 鈴木正視

○民生委員児童委員とは・新任民生委員を探すには

○町会における高齢化対策取り組み事例紹介等

防災の取り組み

※講師 新百合ヶ丘自治会自主防災組織本部長 樋口誠

○新百合ヶ丘自治会における防災の取り組み事例の紹介等

防犯の取り組み

町会だよりの発行、町会ホームページの開設 ※講師 岡上町会長 宮野敏男

○岡上町内会における防犯の取り組み及び防犯カメラの設置

○町会だより及び町会ホームページを開設している町会の紹介等

町会自治会の規約作成

役員(班長)マニュアル作成

※講師 真福寺町内会会長 井上俊夫

○町会自治会の規約作成例の紹介

○真福寺町内会班長マニュアル作成事例の紹介等

町会自治会の法人化(認可地縁団体化)

※講師 栗木町内会会長 仲林久夫

○認可地縁団体とは

○地縁団体のメリット・デメリット等

(2) 平成29年度・H29年6月9日(金) 開催

町内会・自治会の規約作成について ※講師 真福寺町内会会長 井上俊夫

- 規約作成上の注意点
- 役員(班長)マニュアル作成について

町会自治会の法人化(認可地縁団体化)について

※講師 栗木町内会会長 仲林久夫

- 認可地縁団体とは
- 何のために創られた制度か
- 地縁団体のメリット・デメリット等

民生委員児童委員の組織と活動 ※講師 五力田町内会会長 鈴木正視

高齢化対策と災害時要援護者避難支援制度について

- 民生委員児童委員とは・新任民生委員を探すには
- 五力田町内会における高齢化対策、災害時要援護者避難支援制度と救急医療情報キットについて。

防災の取り組み ※講師 麻生区自主防災組織連絡協議会会長 樋口誠

- 新百合ヶ丘自治会における防災の取り組み事例の紹介等

防犯活動について、防犯カメラの管理運用基準について

町会だより、ホームページ、名簿発行 ※講師 町会総務 宮野敏男

- 岡上町内会における防犯の取り組み及び防犯カメラの設置
- 町会だより及び町会ホームページを開設している町会の紹介等

※以上の内容について、資料が欲しい、話を聞きたい等ありましたら事務局に御連絡ください。

事務局 麻生区役所地域振興課 TEL 044-965-5113
FAX 044-965-5201
メール 73tisin@city.kawasaki.jp

(3) 平成30年度・H30年6月21日(木) 開催

町内会・自治会の運営について ※講師 真福寺町内会会長 井上俊夫

- 真福寺町内会班長マニュアルについて
- 問題発生時の連絡先及び手順について

町会自治会の法人化(認可地縁団体化)について ※講師 栗木町内会会長 仲林久夫

- 認可地縁団体とは ○何のために創られた制度か
- 地縁団体のメリット・デメリット等

民生委員・児童委員の選び方について ※講師 真福寺町内会会長 井上俊夫

- 民生委員児童委員とは? ○どんな人が民生委員・児童委員をしているの?
- どんな活動をしているの?

防災の取り組みと災害時用援護者避難支援制度の取り組みについて

※講師 麻生区自主防災組織連絡協議会会長 樋口誠

小田急さつき台自治会自主防災組織での新たな取り組みについて

※講師 小田急さつき台自主防災組織本部長 土屋隆俊

- 新百合ヶ丘自治会における防災の取り組み事例の紹介等
- 小田急さつき台自治会における防災の取り組み紹介等

高齢者が健康で元気にいられるには ※講師 五力田町内会会長 鈴木正視

- 五力田町内会での高齢者向けの取り組み等

青少年指導員について ※講師 山口台自治会会長 渡辺孝一

- 麻生区青少年指導員会の概要及び指導員募集等

※以上の内容について、資料が欲しい、話を聞きたい等ありましたら事務局に御連絡ください。

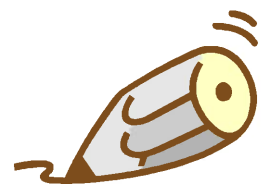
事務局 麻生区役所地域振興課 TEL 044-965-5113
FAX 044-965-5201
メール 73tisin@city.kawasaki.jp

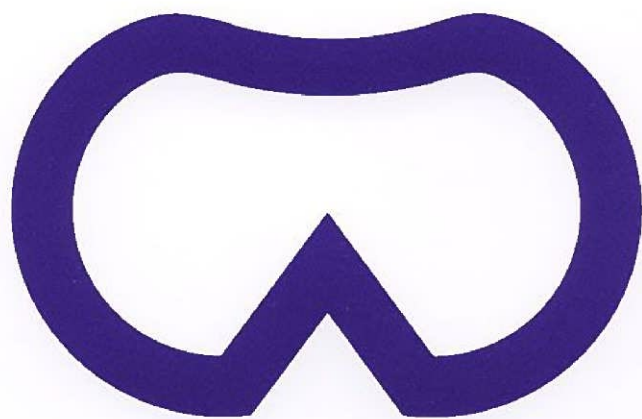
参考資料 3

麻生区役所等分野別お問合せ先

業務内容	電話番号	問合せ先
戸籍・住民票など		
住所の異動届出、印鑑登録、個人番号カード、国民健康保険・国民年金の加入・脱退	965-5122	区役所区民課
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の発行、住居表示の証明	965-5212	
出生・死亡・婚姻等の届出、埋火葬の許可	965-5123	
年金・保険		
国民年金について	965-5153	区役所保険年金課
厚生年金について	888-0111	日本年金機構高津年金事務所
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付・納付の相談について	965-5252	区役所保険年金課
国民健康保険の資格・賦課について	965-5189	
国民健康保険の給付・福祉医療費助成について	965-5264	
後期高齢者医療の資格・賦課・給付、介護保険の資格・賦課について	965-5188	
介護保険の認定・給付について	965-5198	区役所高齢・障害課
税金		
市・県民税の申告	543-8958	しんゆり市税事務所市民税課
市税の納付・相談	543-8982	しんゆり市税事務所納税課
市税口座振替について	543-8957	しんゆり市税事務所市民税課
課税(所得)・非課税・納税証明書		
軽自動車税	200-3963	かわさき市税事務所市民税課
普通自動車税・不動産取得税	833-1231	高津県税事務所
法人市民税・事業所税の申告	200-3966	かわさき市税事務所法人課税課
法人県民税・法人事業税・個人事業税	833-1231	高津県税事務所
固定資産税・都市計画税(土地)	543-8971	しんゆり市税事務所資産税課
固定資産税・都市計画税(家屋)	543-8973	
固定資産税(償却資産)	543-8957	しんゆり市税事務所市民税課
固定資産の評価証明書		
所得税・相続税・贈与税・消費税・法人税	965-4911	川崎西税務署
自動車などの登録・廃車		
普通自動車、バイク(125cc超以上)の登録・廃車など	050-5540-2036	川崎自動車検査登録事務所
軽自動車の登録・廃車など	050-3816-3118	軽自動車検査協会神奈川事務所
原動機つき自転車(125cc以下)の登録・廃車など	543-8957	しんゆり市税事務所市民税課
区役所無料相談		
専門相談	965-5119	区役所地域振興課 ※相談は、当日の窓口先着順で受け付けています。希望者が多い場合は、相談が受けられないこともあります。
司法・行政書士、税務、 宅地建物、まちづくり、住宅、 ろうあ者、人権、行政などの相談		
弁護士、認定司法書士・税理士による相談(予約制)		
子ども	200-3939	※予約申し込み先(サンキューコールかわさき)
育児相談・子育て支援・乳幼児健康診査・母子健康手帳交付	965-5234	区役所地域支援担当
保育園に入園させたい	965-5158	区役所児童家庭課
児童手当について	965-5121	区役所区民課
児童扶養手当について	965-5158	区役所児童家庭課
特別児童扶養手当について	965-5159	区役所高齢・障害課
高齢者		
高齢者福祉相談	965-5148	区役所高齢・障害課
高齢者への就業機会の提供	980-0131	川崎市シルバー人材センター北部事務所
福祉とボランティア		
生活にお困りの方	965-5345	区役所保護課
身体障害者・知的障害者・精神障害者の制度利用について	965-5159	区役所高齢・障害課
民生委員・児童委員について	965-5156	区役所地域ケア推進担当
日本赤十字について		
医療・衛生		
医療費の公費負担について		
指定難病、ぜんそく、被爆者、被爆者の子ども	965-5156	区役所地域ケア推進担当
養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病、特定不妊	965-5158	区役所児童家庭課
精神通院医療、更生医療	965-5159	区役所高齢・障害課
重度障害・小児・ひとり親等医療費助成	965-5264	区役所保険年金課
カビ・ダニなど住まいの衛生相談	965-5164	区役所衛生課
食中毒ほか食品に関する苦情・相談	965-5164	
資源物とごみ		
粗大ごみの申込み	930-5300	粗大ごみ受付センター
資源物とごみに関する相談	933-4111	多摩生活環境事業所
ペット・動物		
犬の登録・狂犬病予防・動物愛護	965-5164	区役所衛生課
犬・猫など小動物の死体処理	933-4111	多摩生活環境事業所
はちの巣の駆除相談	965-5163	区役所衛生課
道路・公園など		
道路・河川・公園・街路樹・放置自転車等について	954-0505	麻生区役所道路公園センター
幹線道路の工事について	955-1200	北部都市基盤整備事務所
区の事業		
庁舎管理	965-5108	区役所総務課
国勢調査・区選挙管理委員会	965-5109	
広報(市政だより、区ホームページ)	965-5112	区役所企画課
防犯・交通安全	965-5114	区役所危機管理担当
防災	965-5115	
町内会・自治会・青少年指導員会など	965-5113	
市民活動の推進・協働事業の推進	965-5116	区役所地域振興課
スポーツ振興に関すること・スポーツ推進委員会など	965-5223	
区民相談(各種相談の総合案内)・ふれあいネットへの利用者登録等受付(市施設利用予約システム)	965-5119	

《メ 毛 欄》





あさお